

## 栃木県告示第 122 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により、事業の認定をしたので、法第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 3（2021）年 3 月 12 日

栃木県知事 福 田 富 一

### 1 起業者の名称

小山市

### 2 事業の種類

大谷地区中心施設整備事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

栃木県小山市大字横倉字中林地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

大谷地区中心施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、小山市が公民館、図書館、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、出張所、地域包括支援センター、多目的広場を集約した施設を整備する事業であり、法第 3 条第 22 号に掲げる社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）による公民館及び図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）による図書館、同条第 23 号に掲げる社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）による社会福祉事業の用に供する施設、同条第 31 号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎及び直接その事務又は事業の用に供する施設並びに同条第 32 号に掲げる地方公共団体が設置する広場に該当する。

したがって、本件事業は法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

社会教育法第 21 条第 1 項において、公民館は市町村が設置するものとされている。また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第 1 項において出張所は普通地方公共団体の長が、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 の 46 第 2 項において地域包括支援センターは市町村が設置できるとされている。

さらに、起業者である小山市は、平成 28（2016）年 3 月に策定した第 7 次小山市総合計画において、公民館等の施設をコミュニティ機能を併せ持つ地域住民の交流活動の拠点施設として整備することを計画するとともに、本件事業に係る予算措置を講じている。

したがって、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有するものであると認められることから、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 少子高齢化・人口減少社会に突入した現在、若年層の参加者の減少や担い手の高齢化により自治会をはじめとしたさまざまな地域団体による地域交流活動は弱まりつつあり、地域コミュニティの崩壊が懸念されている。

こうした地域社会をとりまく問題に対し、起業者は「小山市コミュニティ基本計画」及び「第 7 次小

山市総合計画」を定め、地域ごとに様々な団体が相互理解を深め、協働していく体制づくりを支援する取り組みを行っている。小山市大谷地域（以下「大谷地域」という。）においては大谷公民館がコミュニティ活動の拠点として機能してきたが、サークル活動、講座、会議等で使用できる部屋の数不足しており、団体同士で使用する日時を調整しなければならない。駐車場は慢性的に不足していることに加え、大規模なイベントの開催時には出店や発表の場として使用されることから、大谷中学校や近隣施設の駐車場を別途確保している。大谷公民館内に設置されている小山市役所大谷出張所（以下「大谷出張所」という。）では、大谷地域の人口増加に伴い行政サービスの需要が増加し、現在の窓口及び待合所の規模では対応が困難になりつつある。また、小山市地域防災計画において各出張所は各地域の災害対策活動拠点及び支援物資の供給拠点に位置付けられているものの、大谷出張所は建物の耐震性不足のおそれがあるほか、避難者の受入れ及び物資を保管するためのスペースが確保できず、その機能を果たすことができない。さらに、大谷公民館内の図書室では、蔵書数が少ない、閲覧用机が設置されていない、レファレンスサービスに対応していないといった問題を抱えている。

また、大谷地域ではスポーツが盛んであるが、地域内には小中学校の校庭や民営のグラウンドしかなく、自由にスポーツができる場所が整備されていない。

加えて、地域活性化のためには高齢者や子育て世代を支援する取組が必要であることから、小山市は大谷地域に大谷東小学童保育館及び大谷地区地域包括支援センター（高齢者サポートセンター大谷）を設置しているが、どちらも狭あいを原因とする問題が発生しており、サービスの提供が不十分になっている。さらに、大谷地域には子育て世代同士が交流しやすい場所が整備されておらず、子育て世代がコミュニティ活動に参加する妨げとなっている。

本事業の完成により、大谷公民館（大谷出張所及び図書室を含む）、大谷東小学童保育館、大谷地区地域包括支援センター（高齢者サポートセンター大谷）の規模が適正になるとともに、大谷地域に必要な施設が新たに整備され、豊かなコミュニティの形成、地域社会の活性化、住民の教養や福祉の向上、地域防災力の強化、より良い行政サービスの提供を図られ、地域住民の公益に資することが認められる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 本事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）による環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、本事業の施行に当たっては、騒音、振動及び排出ガスを抑制する対策を行い、周辺環境に及ぼす影響を軽減する措置が講じられることから、本事業の施行により生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

また、動植物への影響について、起業者が平成30（2018）年6月に起業地の現地調査を実施したところ、保護のために特別な措置が必要な希少動植物の営巣、植生は確認されなかった。

さらに、起業地内の土地は文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が一部含まれているが、埋蔵文化財が発見された際は、起業者はその措置について小山市教育委員会の指示に従うこととしている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本事業に係る起業地の選定に際しては、2つの候補地を比較検討している。本事業の起業地は、居住地域の中心付近に位置し交通の利便性が高いこと、事業費が低廉であること等諸条件から総合的に判断の上選定されており、社会的、技術的及び経済的観点から、より合理的であると認められる。

また、本事業に係る施設の規模については、新営一般庁舎面積算定基準（昭和35年建設省発第3

号)や各施設の利用状況、他のコミュニティ施設との比較等により、駐車場及び駐輪場については道路構造令(昭和45年政令第320号)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)等によりそれぞれ適正に計画されていることから、本件事業の起業地の範囲は必要最小限であると認められる。

エ 以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他方の候補地と比較して、より適切であると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであると認められることから、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

(3)アで述べたように、大谷公民館、大谷東小学童保育館、大谷地区地域包括支援センターの規模が適正でないこと、大谷地域には大規模なコミュニティ活動やスポーツ等が実施できる広場が整備されていないことから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断されることから、本件事業について、法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

小山市市民生活部市民生活安心課

(用地課)